

仕様書

1. 委託業務名

令和8年度大分県次世代空モビリティ機運醸成イベント開催委託業務

2. 趣旨・目的

現在、人や物の移動において、長距離の輸送には航空機が多く使われているが、もっと身近で手軽な移動手段を活用することで、空の利用はより大きな可能性を有することとなる。ドローンによる離島・山間部での物流実証が行われているところであるが、将来的に、短中距離を自動で飛行して、安全かつ安価に人や物を移動させられる機体やサービスが実現すれば、都市部での移動にかかる時間の短縮、離島や山間部での移動の利便性の向上、災害時の救急搬送や物資輸送の迅速化など、新しいサービスの展開や各地での課題の解決につながることを期待される。

そのような中、国では空の移動を可能とするいわゆる“空飛ぶクルマ”の実現に向けて、官民の関係者が一堂に会する「空の移動革命に向けた官民協議会」（以下「協議会」という。）を設立し、今後、日本として取り組んでいくべき技術開発や制度整備等について協議を行っている。協議会では、2026年3月27日に「空の移動革命に向けたロードマップ」が改訂され、2027年／2028年に商用運航開始と明記され、実用化を目指した検討が引き続き進められている。

大分県においても、少子高齢化に伴う人手不足により、中山間地域や離島における人や物の移動手段の効率化、インバウンドの増加に伴う大分空港からの移動の迅速化、利便性の向上のニーズが高まる中、空飛ぶクルマを含めた次世代の空モビリティにより、人や物の移動における効率化、迅速化、利便性の向上が期待される。

空飛ぶクルマについては、国内企業による開発も進みつつあるが、海外企業が先行して開発を進めており、先進的に社会実装の取り組みを進めているドバイや中国等は、旅客ビジネスとしての商用運航開始を目指しており、大分県においても九州旅客鉄道株式会社が、2028年度頃の商用運航開始に向けて取り組みを進めている。

このような状況を踏まえ、大分県における空飛ぶクルマの認知度向上や県内実装に向けた機運醸成を図るために、県民に向け、実機飛行や実機展示等によるイベントを開催するものである。

3. 次世代空モビリティ機運醸成イベントの概要

(1) イベント名

次世代空モビリティ機運醸成イベント（仮称）

(2) 開催日

令和8年10月1日（木）～令和9年3月14日（日）までの期間で実施すること

※一般向けイベント前日（金曜日）の地元小学生向けに飛行見学会を行うこと

※一般向けイベントは、土曜日・日曜日で2日間行うこと

※イベント開催日については、大分県と協議の上、決定すること

(3) 会場

- ・金曜日：大分県央飛行場
- ・土曜日：大分駅周辺
- ・日曜日：大分県央飛行場

(4) 主催

大分県

(5) イベント内容

空飛ぶクルマをはじめとした次世代空モビリティの認知度向上と社会実装に向けた機運醸成を図るため、以下のコンテンツを含むイベントを実施すること。

なお、追加コンテンツについては、県と協議すること。

- ・空飛ぶクルマの実機を用いた飛行見学会
- ・空飛ぶクルマの実機展示及び体験搭乗
- ・空飛ぶクルマなどに関連した体験型コンテンツ
(フライトシミュレーターやVRゴーグルを用いた疑似搭乗体験等)

※空飛ぶクルマとは、電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段をいう。

(経済産業省)

4. 業務内容

(1) イベントの企画

- ・本イベントの開催に関する企画立案を行う。
- ・円滑なイベント実施に向け、関係者（地元自治体や民間企業等）との事前打ち合わせを十分に行い、企画運営に必要な調査、各種申請手続きを適切に行うこと。

(2) イベントの周知

- ・県民及び県内企業に向けて、本イベントの効果的な周知を図るため、周知広報用のチラシを作成する。
- ・チラシのデザインについては県と協議のうえ、効果的な周知広報に資するものとする。なお、チラシのデザインについては予算の範囲内で専門の業者等に再委託してもよい。
- ・チラシの納品にあたっては、PDF データ及び県が指定した用紙サイズでカラー印刷したものを提出すること。部数や配布先については、県と協議のうえ決定する。
- ・多くの県民及び県内企業に参加してもらえるように、SNS の活用や各種広報媒体への掲載等、チラシの配布以外の周知方法も検討し、効果的な周知を行う。

(3) イベント開催に必要な備品等の準備・作成

- ・本イベントを開催するのに必要な備品等を準備・作成する。
- ・イベント当日に空飛ぶクルマの実機を用いた実証飛行や実機展示が実施できるように機体の手配を行うこと。
- ・空飛ぶクルマの実機飛行を行うため、航空局への申請手続きやその他必要な申請を遅滞なく行うこと。なお、イベント当日に使用可能な機体を手配できる場合、機体所有の有無は問わない。
- ・イベント当日に使用した備品等は受託者の責任で管理し、イベント終了後、撤去又は

搬出すること。

(4) イベントの運営

- ・会場の設営・撤去、受付、当日のプログラム作成等、イベント当日までの準備運営を行う。
- ・イベント当日においては、適切な運営が行えるよう、十分な人員を準備すること。
- ・体験ブース等を設置する場合は、出展物等必要なものについて県及び出展企業と協議のうえ、必要に応じて事前もしくは当日、会場まで運搬すること。
- ・本イベントの開催に際し、施設賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。
- ・その他当日の運営については県と協議のうえ、決定すること。

5. 業務進捗管理

- ・業務の進捗管理のため、大分県とのミーティングを原則月に1回以上実施し、それまでに実施した業務及び今後の予定の概要について報告すること。
- ・ミーティングは、原則、WEB 会議又は対面にて実施すること。

6. 委託期間

契約締結日から令和9年3月14日まで

7. 業務完了報告

受託者は委託業務終了後、大分県に対して、委託業務完了届及び業務の実施内容を記載した報告書をデータで1部提出するものとする。

8. その他

受託者は、本業務の実施にあたっては、関係する諸法規及び条例等を熟知の上、業務遂行にあたるものとする。